

令和8～10年度

五福公園 植栽維持管理 委託業務

富山市 五福 地内

委託数量総括表

五福公園 植栽維持管理 委託業務

工事区分 (レベル1) 工種 (レベル2) 種別 (レベル3) 細別 (レベル4)	規格	単位	数量	摘要
委託費				
植栽維持管理費				
芝生管理工				
芝刈工				
機械施工 (リールモア等)		㎡	279,600	
機械施工 (ハンドガイド、肩掛け)		㎡	38,400	
施肥工		㎡	32,000	
薬剤散布工		㎡	117,800	
更新作業				
エアレーション、サッチングなど		㎡	30,200	
樹木管理工				
雪囲い工				
柵囲い・片屋根、2列		㎡	14.3	
廃棄物処理工				
廃棄物運搬費				
2t、4t ダンプ 積込・運搬		式	1	
直接委託費		式	1	
諸経費		式	1	
芝生管理用資材費		式	1	
廃棄物処理料				
一般廃棄物		式	1	
消費税相当額		式	1	
委託費		式	1	

入札における留意点

1. 本業務の委託期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 ヶ年とする。
2. 本設計書は、単年度の委託内容としている。
3. 入札価格は、単年度の委託内容で見積りした額とする。
4. 契約金額は、3 年度分の総額とする。
5. 次年度以降は、年度末に単価の見直しによる変更契約を行うこととする。

五福公園植栽維持管理委託業務 仕様書

第1章 総則

1. 総則

- ① この仕様書は、五福公園の植栽維持管理委託業務に適用するものとする。
- ② 受託者は、この仕様書に定める仕様に従い作業を施行するとともに、監督員が特に指示する作業を行うものとする。
- ③ ただし、設計書等に示す施工規模や品質は、管理結果としての品質確保において標準的に示すものである。受託金額の範囲内で、植物としての現場状況等に応じた適切な管理を行うものとする。
- ④ また、業務の遂行にあたっては、環境保全を念頭に、化学製剤品の使用を極力抑えるよう配慮し、来園者への影響にも配慮するものとする。
- ⑤ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び委託業務の細目については監督員の指示による。

2. 作業計画

- ① 受託者は年間計画書を作成し、監督員の承認を得ること。
- ② 各作業前に現地調査の上、監督員又は公園管理事務所職員(以下、職員という)に状況報告と作業の段取りを連絡する。また各月末に翌月分の作業計画表を作成し、監督員の承認を得ること。
- ③ 特に施行時期を逸すると効果の期待できない作業については、監督員と事前に協議し作業の進行をはかる。
- ④ 作業の種類規模の大きさ等により、必要な場合は当該作業に先立ち、見本となる作業を行い監督員の承認を得ること。
- ⑤ 現地の状況などにより作業位置あるいは方法を変更する場合は、その都度監督員と協議するものとする。この他に設計図書に示された以外の作業が必要な場合は、その都度監督員と協議するものとする。
- ⑥ 使用する薬剤や肥料等は事前に書類で監督員の承認を得ること。
- ⑦ 薬剤や肥料等を散布する場合はあらかじめ単位数量当りの散布計画をたて、年間作業計画書で明示すること。

3. 資材管理等

- ① 支給を受けた材料は、適正な管理のもとに保管し監督員の指示により使用すること。
- ② 発生した植物残さ(直営で発生するものを含む)については、自社又は当該施設に持ち込み、堆肥化や燃料ペレット化、木材パルプ化等再利用できるよう処理すること。

4. 現場管理

- ① 作業の実施にあたっては公園内であることを十分理解して作業を行い、特に公園利用者に対する安全及び応接には十分配慮して作業を行なうこと。
- ② 園内を車両で走行する際は、ハザードランプを点灯させながら20km/h以下で走行すること。また、付近に歩行者がいる場合は、最徐行で走行、または停止すること。
- ③ 作業中は作業員同士の連絡を頻繁に行い、作業員の安全に配慮し、適正な作業を行うよう努めること。
- ④ 各作業にあたっては周辺を通行する利用者の迷惑や危険とならぬよう、事前に作業中を表す看板を適宜配置すること。

- ⑤ 薬剤散布においては、作業終了後においても、散布薬剤の衣類等への影響がないと認められる時期まで看板を設置しておくこと。
- ⑥ 作業中に利用者等が現場近くに接近した場合は、丁寧な言葉で連絡し、適切な誘導を行うなど、危険を避けるよう努めるものとする。
- ⑦ 公園利用者及び付近住民関係官公署と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかに監督員に報告し、その指示に従い作業を行うこと。
- ⑧ 施工にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意すること。万一、これを損傷した場合は監督員等に報告すると共に、受託者の負担で原状に復すること。
- ⑨ 作業用の機械器具等は各作業に適するものを使用すること。ただし、監督員が不相当と認めた場合は取替を指示することがある。
- ⑩ 労務安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、全ての作業員を対象に、現場に即した安全教育・訓練等を毎月1回(半日)以上の頻度で実施すること。
- ⑪ 受託者は人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を構ずるとともに、被害の内容等について直ちに監督員・職員に報告し指示を受けること。

5. 業務報告

- ① 受託者は各作業が完了次第すみやかに業務実施記録写真等を整理して監督員に提出し、段階確認を受けること。
- ② 委託期間中4~11月の間は毎月1回、芝生及び樹木の状態を観察し、今後の対応策案等を併記した報告書を提出すること。
- ③ 委託業務完了後はすみやかに安全・訓練の実施記録、実施工程表、発生残さ処理計量表、施工前、施工中、施工後の写真等の関係書類を添えて、完了報告すること。
- ④ 受託者は監督員から業務実施記録写真の撮影を指示されたときは、実施状況写真を撮影整理し、監督員の確認をうけること。
- ⑤ 監督員は必要に応じて業務の実施状況に関する資料の提出を求め、検査することができる。
- ⑥ 園内に異常を発見した際には、応急処置をするとともに、すみやかに監督員又は職員に報告すること。

6. その他

- ① 状況に応じて作業内容の変更が必要な場合、資材の変更が必要な場合等は、協議書により監督員と協議する。
- ② この仕様書に定めのないこと、または疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

第2章 園地維持管理基準

1. 一般事項

- ① 作業の施工にあたっては対象植物の特性や活力及び環境条件、また当該作業の目的や当該作業が対象植物に与える影響等を充分勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行うように努めること。
- ② 各作業は作業計画によると同時に天候、植物の育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督員と協議のうえ実施すること。
- ③ 維持管理作業は対象植物の成育状況に鑑み、各作業を行うに適した時期に行うことを原則とするが、事前に施設利用との調整を図ること。
- ④ 作業中はヘルメットの着用を厳守すること。ただし、耐用年数が過ぎたものは使用しないこと。

2. 芝生管理

① 芝刈り

芝刈りは、主にリールモアまたはロータリーモアを使用する。特に、野球広場、陸上競技場内のスポーツターフについてはリールモアの使用が望ましい。芝刈り機が侵入できない場所については、適宜ハンドガイド式芝刈り機や肩掛式草刈機等を使用する。

芝の縁は肩掛式草刈機で切り揃え、年に一回以上はターフカッター等を用いて、舗装部分や縁石上に侵入した芝を切除すること。

街路灯の支柱や樹木の根元は、芝生用のハサミやバリカンを使用する等極力傷つけることが無いよう作業すること。

芝刈りカスはスイーパー等で収集し、適切に処理すること。

令和8年度から県営富山野球場にロボット芝刈り機を導入する。実施状況により、芝刈りを依頼する場合がある。その際は設計変更を行う。

② 施肥

肥料焼け、病気の予防、省力化の観点より、年一回の緩効性有機肥料の施用とする。材料を変更する場合は、事前に資材使用届を提出し、監督員の了承を得ること。なお、薬剤使用届には薬剤のパフレット及び登録書の写しを添付すること。

県営富山野球場における施肥については、施肥時期の芝生状況を確認のうえ実施可否を判断するものとする。芝生状況により施肥を実施しないと判断した場合は、設計変更を行う。

③ 更新作業

エアレーション、サッチング、スライシング、バーチカルカット等は現場状況に応じた方法を選択し、適正な機械で行うものとする。なお、作業後は適宜、目土または転圧等を行う。

残渣はバキュームスイーパー等で収集し適切に処理すること。

3. 樹木管理

① 雪囲い

施工は、設置・撤去並びに資材の指定場所への搬入・保管までとする。丸太、竹は支給品とする。結束線・縄等は受託者の負担とする。

なお支給する丸太、竹等のうち、交換が必要な物の数量を10月中旬までに取りまとめ、監督員に報告すること。

撤去後は、枝整姿を行い、乱れた枝等は適宜整えるものとする。

著しく損傷した部位を発見した場合は、監督員に相談しその指示に従うものとする。

結束線、縄等の残材は撤去するものとする。

丸太杭撤去後の穴で、利用者の支障になる場所のものは砂等で埋め戻す等の処置をとること。

棚囲いについて、支柱の間隔は1.5m以内、縦子の間隔は約20cmとする。

4. 薬剤散布関連

① 薬剤の使用に際しては関係法令、並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守すること。また、事前に薬剤使用届を提出し、監督員の承認を得ること。なお、薬剤使用届には薬剤のパフレット及び登録書の写しを添付すること。

② 散布する際には、なによりも公園利用者、散布者等の安全に十分配慮して作業を進めること。具体的には、公園利用者が散布範囲に入らないように看板を設置し、作業を実施する。

③ 除草剤について、春季・秋季と年2回散布を標準とする。薬剤は茎葉処理剤、土壌処理剤を混合、または両方の作用を有するものを使用し、長期間の雑草の防除に努める

こと。さらに、年1回、その時期に適した殺菌剤を混用し、病気の防除に努めること。

- ④ 上記以外に、病虫害が発生した場合、健全な芝生の生育を維持するため、対応策を監督員と協議すること。
- ⑤ 状況に応じた薬剤を所定の散布量・濃度に正確に希釈混合し、特に単位面積当たりの所定の溶液散布量を遵守すること。特に指示がない限り、必ず展着剤を加用すること。なお特に指定のない補助剤は受託者の負担とする。
- ⑥ 降雨予報を調査し、少なくとも1日以上は降雨の恐れのないことを確認したうえで散布を行うこと。作業途中での天候急変についてはただちに作業を中断し、監督員の指示に従うこと。また、散布に際しては風が少なく天候の不順でない日を選び、特に真夏に行う場合は出来るだけ日中を避けること。
- ⑦ 薬剤散布後、効果が認められない場合、再散布を指示することがある。その際の作業費、薬剤は受託者の負担とする。
- ⑧ 対象区域を適宜分割し、パイロンなどで目印を仮設したうえで所定量を均一に散布すること。
- ⑨ 散布は動力噴霧機を用い、周囲の対象物以外のものにかからぬよう注意して散布すること。
- ⑩ 県営富山野球場における薬剤散布については、薬剤散布時期の芝生状況を確認のうえ実施可否を判断するものとする。芝生状況により薬剤散布を実施しないと判断した場合は、設計変更を行う。

第3章 委託期間等

1. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰

する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

五福公園

園地維持管理総括表

施工数量表

工種	細別	区域	県営野球場 野球場	陸上競技場 スポーツ広場	その他園地	施工数量	設計数量	備考
芝刈り	機械刈り (リールモア)	不定形部分			80,000	80,000	279,600	
		広場など				0		
	メシロ	グラウンド	131,200	68,400		199,600		
施肥	機械刈り (ハンドガイド ・肩掛併用)	不定形部分			27,900	27,900	38,400	
		広場など				0		
	メシロ	グラウンド	6,900	3,600		10,500		
目土散布	機械施工 2mm	不定形部分			0	0	32,000	
		野球場	24,000	8,000		32,000		
	メシロ	陸上競技場	0			0	0	
液剤散布	機械施工	不定形部分				0	0	
		野球場	0			0	0	
	メシロ	陸上競技場	0			0	0	
更新作業 (エアレーション・サリチング等)	機械施工	不定形部分			53,900	53,900	117,800	
		野球場	47,900	16,000		63,900		
	メシロ	グラウンド	22,200	8,000		30,200		

野球場・野球場

施工数量表

	面積	m ²	面積割合	
			機械割合	人力割合
不定形部分		m ²	0	0
野球場	8,620	m ²	90	10
野球場	15,349	m ²	90	10
特殊なコート		m ²	100	
その他1		m ²	100	
その他2		m ²	100	

芝生合計面積(m²) 23,969

業務対象面積(m²) 23,969

工種	細別	区域	区域番号	区域面積	%	施工対象面積	施工回数	施工数量	設計数量
芝刈り	機械刈り (リールモア)	不定形部分	~	0	0	0	0	0	131,200
		野球場	~	8,620	95	8,189	0	0	
		野球場	~	15,349	95	14,581	9	131,229	
	機械刈り (ハンドガイド ・肩掛併用)	不定形部分	~	0	0	0	0	0	6,900
		野球場	~	8,620	5	431	0	0	
		野球場	~	15,349	5	767	9	6,903	
施肥	不定形部分	野球場	~	0	100	0	0	0	24,000
		野球場	~	8,620	100	8,620	1	8,620	
		野球場	~	15,349	100	15,349	1	15,349	
目土散布	機械施工	不定形部分	~	0	0	0	0	0	0
		野球場	~	8,620	90	7,758	0	0	
		野球場	~	15,349	90	13,814	0	0	
	人力施工	不定形部分	~	0	0	0	0	0	0
		野球場	~	8,620	10	862	0	0	
		野球場	~	15,349	10	1,534	0	0	
液剤散布	不定形部分	野球場	~	0	100	0	0	0	47,900
		野球場	~	8,620	100	8,620	2	17,240	
		野球場	~	15,349	100	15,349	2	30,698	
		野球場	~	15,349	0	0	0	0	
エアレーション	野球場	野球場	~	8,620	80	6,896	1	6,896	22,200
		野球場	~	15,349	100	15,349	1	15,349	
サッチング	野球場	野球場	~	8,620	80	6,896	0	0	
		野球場	~	15,349	100	15,349	0	0	
パーチカット	野球場	野球場	~	8,620	80	6,896	0	0	
		野球場	~	15,349	100	15,349	0	0	
表面安定処理	その他1		~	0	100	0	0	0	0

陸上競技場・スポーツ広場

施工数量表

	面積	m ²	面積割合	
			機械割合	人力割合
不定形部分		m ²	70	30
広場など		m ²	90	10
グラント	8,000	m ²	95	5
特殊なコート		m ²	100	0
その他1		m ²	100	
その他2		m ²	100	

芝生合計面積 (m²) 8,000

業務対象面積 (m²) 8,000

土グラント
ウッドチップなど

工種	細別	区域	区域番号	区域面積	%	施工対象面積	施工回数	施工数量	設計数量	備考	
芝刈り	機械刈り (リールモア)	不定形部分	～	0	70	0	0	0	68,400		
		広場など	～	0	90	0	0	0			
		グラント	～	8,000	95	7,600	9	68,400			
	機械刈り (ハンドガイド ・肩掛併用)	不定形部分	～	0	30	0	0	0	3,600		
		広場など	～	0	10	0	0	0			
		グラント	～	8,000	5	400	9	3,600			
施肥	不定形部分 広場など グラント	～	～	0	100	0	0	0	8,000		
		～	～	0	100	0	0	0			
		～	～	8,000	100	8,000	1	8,000			
目土散布	機械施工	不定形部分	～	0	70	0	0	0	0		
		広場など	～	0	90	0	0	0			
		グラント	～	8,000	100	8,000	0	0			
	人力施工	不定形部分	～	0	30	0	0	0	0	0	
		広場など	～	0	10	0	0	0	0		
		グラント	～	0	0	0	0	0	0		
液剤散布	不定形部分 広場など グラント	～	～	0	100	0	0	0	16,000		
		～	～	0	100	0	0	0			
		～	～	8,000	100	8,000	2	16,000			
エアレーション	広場など グラント	～	～	0	80	0	0	0	8,000		
		～	～	8,000	100	8,000	1	8,000			
サッチング	広場など グラント	～	～	0	80	0	0	0			
		～	～	8,000	100	8,000	0	0			
ハーチカット	広場など グラント	～	～	0	80	0	0	0			
		～	～	8,000	100	8,000	0	0			
表面安定処理	その他1		～	0	100	0	0	0	0		

その他園地

施工数量表

	面積	m ²	面積割合	
			機械割合	人力割合
不定形部分	26,950	m ²	74	26
広場など		m ²		
グラント		m ²		
特殊なコート		m ²		
その他 1		m ²		
その他 2		m ²		

芝生合計面積 (m²) 26,950

業務対象面積 (m²) 26,950

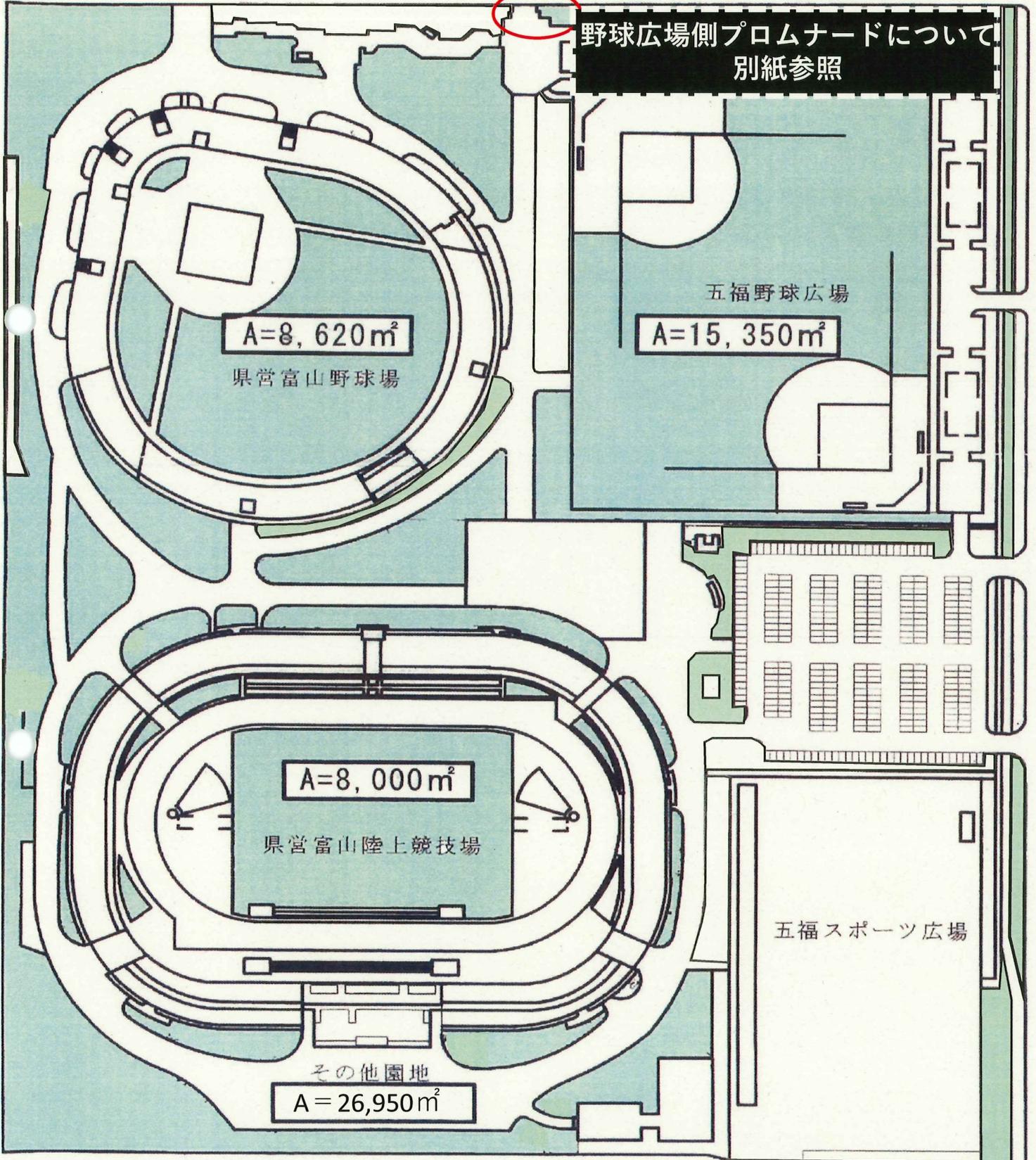
土グラント
ウッドチップなど

工種	細別	区域	区域番号	区域面積	%	施工対象面積	施工回数	施工数量	設計数量	備考
芝刈り	機械刈り (リールモア)	不定形部分	~	26,950	74	20,003	4	80,012	80,000	
		広場など	~	0	0	0	0	0		
		グラント	~	0	0	0	0	0		
	機械刈り (ハンドガイド ・肩掛併用)	不定形部分	~	26,950	26	6,960	4	27,840	27,900	
		広場など	~	0	0	0	0	0		
		グラント	~	0	0	0	0	0		
施肥	不定形部分 広場など グラント	~	~	26,950	10	2,695	0	0	0	
		~	~	0	0	0	0	0		
		~	~	0	0	0	0	0		
目土散布	機械施工	不定形部分	~	26,950	61	16,465	0	0	0	
		広場など	~	0	0	0	0	0		
		グラント	~	0	0	0	0	0		
	人力施工	不定形部分	~	26,950	39	10,485	0	0	0	
		広場など	~	0	0	0	0	0		
		グラント	~	0	0	0	0	0		
液剤散布	不定形部分 広場など グラント	~	~	26,950	100	26,950	2	53,900	53,900	
		~	~	0	0	0	0	0		
		~	~	0	0	0	0	0		
エアレーション	広場など グラント	~	~	0	0	0	0	0	0	
		~	~	0	0	0	0	0		
サッチング	広場など グラント	~	~	0	0	0	0	0	0	
		~	~	0	0	0	0	0		
バーチカット	広場など グラント	~	~	0	0	0	0	0	0	
		~	~	0	0	0	0	0		
表面安定処理	その他1	~	~	0	0	0	0	0	0	

植栽芝生管理図

雪囲い工
14.3m

野球広場側プロムナードについて
別紙参照



別紙

野球広場側
プロムナード
植栽芝生管理位置図

